

訴 状

平成23年12月5日

東京地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 石 丸 幸 人

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金55億5209万5371円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告らは、原告らに対し、連帯して、別表の元利合計額欄記載の金員及び別表の過払金元本欄記載の金員に対する平成22年11月1日から支払済みまで年5分の割合による金員をそれぞれ支払え。
 - 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 はじめに

本件は、利息制限法の制限利息超過する利率にて貸付けを繰り返した株式会社武富士（以下「武富士」という。）が、平成18年1月の最高裁判決によりみなし弁済が成立する余地がなくなり、その貸付債権が事実的、法律的根拠を

失ったにもかかわらず、原告らに法的知識が欠如していることを奇貨として、既に消滅していた貸金債権の返還を請求し続け、本来支払う義務のない金員の支払いを強要したことについて、原告らが武富士の取締役の責任を追及するものである。

さらに、武富士は、平成18年1月の最高裁判決によりみなし弁済が成立する余地がなくなり、その貸付債権の大半が実際には消滅してただけでなく、莫大な過払金返還債務を負っていたにもかかわらず、被告らは適正な分配可能額の算定を怠って株主に巨額の配当を続け、過払金の引当てとなるべき武富士の資産を流出させ、原告らの過払金が返還されない事態を招いたことについての責任を追及するものでもある。

第2 当事者等

1 原告らについて

原告らは、株式会社武富士（以下「武富士」という。）との間で金銭消費貸借契約を締結し、武富士から貸付けを受けた者であるが、その約定利率は利息制限法所定の制限利率を超過していたところ、武富士は原告らに対する貸金債権が引き直し計算後は既に消滅していたにもかかわらず、あえて請求を継続したため、別紙目録記載のとおり、過払金が発生している。

2 株式会社武富士について

武富士は、貸金業法（旧貸金業規制法）の登録を受けて、原告らに対して利息制限法所定の制限利率を超過する利率での貸付けを行っていた貸金業者であるが、平成22年9月28日に御庁に対し、更生手続開始の申立てをし、同年10月31日に武富士について更生手続開始の決定がなされている。

なお、武富士の創業者は被告■■■■の父である故■■■■であり、平成15年12月8日に辞任するまで同人が代表取締役を務めており、被告■■■■

の兄である■■■■も平成8年6月18日から平成13年6月28日まで取締役を務めていたが、故■■■■が平成15年12月8日に辞任した直後の同月21日に武富士との間で顧問委嘱契約を締結し、同社の重要事項について実質的な決定権を有しており、■■■■が平成16年6月1日付で顧問を辞任した直後の同月29日からは被告■■■■が代表取締役を務めていた。

このように、武富士は創業から本件更生手続申立ての直前まで創業者とその親族が同社の実質的経営権を有していた会社である。

武富士の平成18年3月末以降の株主構成は以下の表のとおりであり、武富士の創業者一族とその資産管理会社と思われる株主が大株主として存在していた。

時期	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
平成18年3月末	5.19%	4.96%	4.68%	3.35%	3.30%
平成19年3月末	5.26%	5.06%	4.68%	3.35%	3.30%
平成20年3月末	5.26%	5.06%	4.71%	3.35%	3.30%
平成21年3月末	5.37%	5.17%	4.81%	3.41%	3.37%
平成22年3月末	5.37%	5.17%	4.81%	3.41%	3.37%

3 被告らについて

被告らは、平成18年以降の武富士の取締役であり、就任期間については、以下の表に記載のとおりである。

被告	始 期	終 期
■■■■	平成10年6月26日	平成22年9月28日
■■■■	平成14年6月27日	平成16年6月29日
	平成20年6月27日	平成22年9月28日
■■■■	平成14年6月27日	平成22年9月28日

■■■■■	平成16年6月29日	平成18年6月29日
■■■■■		平成20年6月27日
■■■■■		平成22年9月28日
■■■■■	平成17年6月29日	平成18年6月29日
■■■■■		平成19年6月28日
■■■■■		平成22年9月28日
■■■■■	平成18年6月29日	平成18年9月29日
■■■■■		平成22年8月31日
■■■■■	平成19年6月28日	平成21年3月31日
■■■■■	平成20年6月27日	平成21年3月20日
■■■■■	平成21年6月26日	平成22年10月31日
■■■■■	平成18年6月29日	(現職)
■■■■■	平成19年6月28日	
■■■■■		
■■■■■	平成20年6月27日	
■■■■■		
■■■■■	平成21年6月26日	

なお、被告■■■■■は平成16年6月29日から同22年9月28日までの間、被告■■■■■は平成14年6月27日から同16年6月29日までの間及び同20年6月27日から同22年9月28日までの間、被告■■■■■は平成19年6月28日から同20年6月27日までの間、武富士の代表取締役でもあった。

第2 本件事実経過

1 平成18年1月の最高裁判決と更生手続開始の申立て

武富士は、設立当初より個人消費者に対する融資を主な事業として業績を伸ばし、平成8年8月に株式の店頭公開、平成10年12月に東京証券取引所市場第一部に株式を上場、平成12年3月にはロンドン証券取引所に株式上場を行った。株式上場後の平成13年3月期には、武富士単体で営業収益約4004億円、当期純利益約1276億円を計上するまでに至った。

しかし、貸金業法第43条のみなし弁済の要件を厳格に解する平成18年1月の最高裁判決を契機として、利息制限法を超過した利息の返還を求める過払金返還請求が急激に増加したため、武富士の収益は大きく圧迫されることになった。

これに伴い、平成18年10月13日付で日本公認会計士協会が公表した「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」により、過払金返還請求に対する引当金を大幅に積み増すことが求められた。

そこで、武富士は平成19年3月期及び平成21年3月期には、それぞれ2000億円を超える利息返還損失引当金繰入額を費用計上した。

その結果、武富士の財務内容は急速に悪化することとなったため、金融機関からの融資及び市場を通じての新たな資金調達を行うことが困難となり、本件更生手続開始の申立てをするに至ったものである。

2 平成18年1月の最高裁判決により武富士の貸付けについてのみなし弁済の成立する余地はなくなったこと

武富士の貸出金利は、利息制限法第1条1項に定められた利息の限度を超過するものが大半であったが、この超過部分については貸金業法第43条により、貸金業者が規定された書面を交付した上で、顧客がその超過部分を任意に支払った場合は、利息制限法第1条1項の規定にかかわらず有効な弁済とみなすこととされていたが、武富士が交付していた書面（契約書について第17条、受

取証書について第18条)は、貸金業法第17条及び第18条の要件を満たしておらず、かつ、任意に支払ったものとは言えないことから、平成18年1月の最高裁判決が言い渡された時点において、武富士の貸付けについては、貸金業法第43条のみなし弁済が適用される余地は皆無といっても等しい状況になった。

したがって、遅くとも平成18年1月の最高裁判決が言い渡された時点において、武富士の貸付債権のうち利息制限法による引き直し計算をすると債務が消滅したり、過払いになっていたりするものについては、事後的、法律的根拠を欠くものであり、武富士もこれを認識していたのであるから、武富士は、その時点において、利息制限法による引き直し計算をすると債務が消滅してしまう場合にはその請求を中止し、過払いになってしまう場合にはその返還をしなければならなかった。

しかしながら、武富士は、顧客の殆どは法的知識に乏しく、すべての顧客が利息制限法に基づく引き直し計算をすることを求めるわけではなかったため、顧客が、本件貸付債権が実際には存在しない債権であることに気付かずに弁済することを期待し、敢えてこれを顧客に対して請求し続けた。

3 貸金業法の改正

多重債務者の増加が深刻な社会問題となっていたことから、貸金業法改正の議論が高まり、平成18年12月に「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立した。同法により、平成22年6月の完全施行時には、グレーゾーン金利が撤廃されるとともに、出資法の上限金利が年率20パーセントまで引き下げられ、さらに融資総額を年収の3分の1までに限定する総量規制が導入されることになった。

これにより、武富士の収益の柱である利息収入及び収益の源泉たる貸付金残高はより一層減少することが確実となった。

4 金融情勢の急激な悪化

平成19年8月以降のサブプライム・ローン問題に端を発した世界的金融危機によって、国内外における金融機関の融資姿勢が慎重になった。過払金返還請求の増加による財務状態の悪化も重なり、金融機関から新たな資金調達を行うことがより困難となった。

5 事業規模の縮小

武富士は、これらの事業環境の急激な変化に対応するため、改正貸金業法の完全施行に先立ち、厳格な与信審査を導入して新規貸付を抑制し、これにより増加するキャッシュフローを有利子負債の弁済に充てるなどして負債の圧縮を行った。また、平成19年3月期末時点で存在した1728店舗につき、段階的に統廃合を行い、平成22年3月末日時点で785店舗に縮小した。

従業員数も経営の効率化とともに新規採用の停止によりしだいに減少し、平成19年3月期末時点で存在した2920名は、平成22年3月期末時点では2103名となった。

しかし、これらの経営合理化の施策によっても、営業貸付債権の減少に伴う利息収入の減少を補い、過払金返還債務その他の有利子負債の弁済を継続するに足る営業キャッシュフローを確保するには至らなかった。

6 社債の繰上償還請求

武富士は、メインバンクを持たず、多数の金融機関からの借入、営業貸付金の流動化、社債発行などにより資金調達を行っていた。

そのうち、平成20年6月に発行した700億円の転換社債型新株予約権付社債（以下、「本件2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」という。）の社債権者は、新株予約権とともに、発行日から2年後等に無条件

で繰上償還を請求する権利（以下、このような権利を「プットオプション」という。）を有していた。

株式への転換価格は2352円であったが、発行当時2000円前後であった武富士の株価は平成21年12月頃には400円前後にまで下落しており、社債権者にとって、転換請求権を行使し、または利率の低い転換社債を継続保有するインセンティブは失われていた。そのため、最初に本件2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債についてプットオプションの行使が可能になる平成22年6月19日に、社債権者が額面金額の全てについてプットオプションを行使して繰上償還を選択することが必至の情勢となっていた。

そこで、武富士は、過大な資金流失の負担を軽減するため、平成21年11月に「2011年満期ユーロ円建普通社債の交換募集による発行等のお知らせ」（以下、当該社債を「本件2011年満期ユーロ円建普通社債」という。）を発表し、本件2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の社債権者に対し、①現金のみ（額面の65パーセントの金額）、または、②現金（額面の35パーセントの金額）及び本件2011年満期ユーロ円建普通社債（額面の65パーセント相当分）を対価とする交換募集（以下、「本件交換募集」という。）を実施した。

その結果、総額700億円の社債権者のうち、額面総額94億5000万円の社債権者が①の、額面総額155億円の社債権者が②の本件交換募集にそれぞれ応じたため、額面総額249億5000万円のうち33億円の償還義務は免れたものの、本件交換募集に応じた社債権者のうち、216億4250万円の償還義務が残った。そのうち、115億6750円分については現金での償還を行ったが、残余の100億7500万円分は、平成22年7月から平成23年4月までの分割償還をその内容とする本件2011年満期ユーロ円建普通社債に交換した。その後も、武富士は本件交換募集に応じなかった本件2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の社債権者のうち、額面総

額36億5000万円の社債権者について、額面金額の77.5パーセント～88パーセントで買い戻した。

上記の買い戻しによっても処理できなかった額面総額414億円の本件2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の社債権者については、平成22年6月19日にその全額についてプットオプションが行使され、武富士はその全てに対して償還を行った。当該償還に係る資金については、所有不動産の譲渡、債権譲渡及び関係会社からの借入等によって調達し、償還不能によるデフォルトを回避した。

7 平成18年1月以降の武富士の配当

このように、武富士は、平成18年1月の最高裁判決により、同社の貸金債権については、みなし弁済が成立する余地がなくなり、利息制限法による引き直し計算をすれば既に消滅していただけてだけでなく、過払いになっていたことから、その貸金債権の大部分が事後的、法律的根拠を欠いており、莫大な過払金を返還する義務を負っており、資金繰りにも窮していたにもかかわらず、以下の表のとおり、平成18年1月以降も巨額の配当を継続して、過払金返還の引当てとなるべき資産を流出させ続けた。

	中間配当	期末配当	年間配当額	配当総額
平成18年3月期	115円	115円	230円	485億4300万円
平成19年3月期	115円	115円	230円	485億4300万円
平成20年3月期	90円	90円	180円	250億5200万円
平成21年3月期	30円	20円	50円	67億7400万円
平成22年3月期	15円	15円	30円	40億4800万円

8 平成22年3月期期末配当について

さらに、武富士の当時の経営状況は極めて逼迫しており、平成23年4月に

償還が予定されていた約545億円のグローバル債(以下「本件グローバル債」という。)について、具体的に対応し得る目途は立っておらず、本件2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債についてその半数以上について償還を余儀なくされた武富士の当時の状況からすると、相当数について償還せざるを得ない状況であったと言える。

そして、メインバンクを持たず、社債発行が資金調達の重要な手段の一つであった武富士について、本件グローバル債について相当数を償還すればその経営を継続することは極めて困難であったと言える。このことは、同時期の平成22年3月期の武富士の決算においても、「継続企業の前提に関する注記」として表明されている。

しかしながら、武富士は、創業者一族が同社の大株主として君臨していたためか、上記のとおり、平成22年3月期も期末配当を実施し、会社資産を流出させ続けた。

9 更なる資金繰りの悪化と更生手続開始の申立て

このように、武富士は、本件グローバル債の償還の対応もできないのに、配当を実施して資産を流出させるという無計画かつ無謀な経営をしていたが、その後も、過払金返還請求の数は減少することなく、予定していた資産売却が延期される事態も生じたこと等から、武富士の資金繰りは悪化の一途を辿っていき、前記のとおり、平成23年4月に予定されていた約545億円の本件グローバル債の償還に対応する目途が立っていなかったことから、武富士は本件更生手続開始の申立てをするに至った。

第3 被告らの責任原因

- 1 被告らは平成18年1月の最高裁判決以降も既に消滅した貸金債権の請求を継続させて原告らに損害を与えたこと

- (1) 武富士の原告らに対する貸金債権が事後的、法律的根拠を欠いており、これを請求するのは不法行為に該当すること

一般に、貸金業者が、借主に対し貸金の支払を請求し、借主から弁済を受ける行為それ自体は、当該貸金債権が存在しないと事後的に判断されたことや、長期間にわたり制限超過部分を含む弁済を受けたことにより結果的に過払金が多額となったことのみをもって直ちに不法行為を構成するということはできず、これが不法行為を構成するのは、上記請求ないし受領が暴行、脅迫等を伴うものであったり、貸金業者が当該貸金債権が事後的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら、又は通常の貸金業者であれば容易にそのことを知り得たのに、あえてその請求をしたりするなど、その行為の態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠く場合に限られるものと解される（最判平成21年9月4日民集63巻7号1445頁）。

そして、武富士が原告らに対して交付していた書面は、貸金業法第17条及び第18条の要件を欠いているだけでなく、期限の利益喪失条項があるため、制限超過部分を支払うことを債務者に事実上強制するものであり、任意性が認められないことから（最判平成18年1月13日民集60巻1号1頁）、武富士の原告らに対する貸付けについては、みなし弁済が成立する余地はなくなった。

そうであるならば、武富士の原告らに対する貸金債権が、利息制限法による引き直し計算をすると消滅したり、過払いになったりしてしまう場合には、当該貸金債権は事後的、法律的根拠を欠くことになり、武富士の原告らに対する請求は不法行為を構成することになる。

- (2) 被告らは任務懈怠により武富士に既に消滅した貸金債権の返還請求を継続させたこと

取締役が悪意又は重過失により会社に対する任務を懈怠し、第三者に損害

を被らせた場合、当該任務懈怠行為と第三者の損害との間に相当因果関係がある限り、当該第三者に対して取締役は連帯してその損害を賠償する責任を負う（会社法第429条第1項、第430条・旧商法第266条の3）。

そして、被告らは、武富士の取締役として、同社の不法行為を防止する義務を負っていたところ、上記のとおり、平成18年1月の最高裁判決により、武富士の原告らに対する貸付けについては、みなし弁済が成立する余地がなくなり、武富士もそのことを認識していたのであるから、利息制限法による引き直し計算をすると貸付債権が消滅したり、過払いになったりしてしまう場合には、これを請求すると不法行為に該当する以上、被告らは、平成18年1月の最高裁判決が言い渡された後、速やかに、原告らに対する請求を中止させ、過払いになっている場合には、これを返還させる義務を負っていた。

しかしながら、顧客のほとんどは法的知識に乏しく、すべての顧客が利息制限法に基づく引き直し計算をすることを求めるわけではなかったため、顧客が、本件貸付債権が実際には存在しない債権であることに気付かずに弁済することを期待し、敢えて武富士が顧客に対して請求することを容認していたのであるから、被告らのこのような行為は悪意又は重過失により任務を懈怠したと言える。

2 被告らの任務懈怠により武富士は漫然と配当を継続し、資産を流出させたこと

既に主張したとおり、平成18年1月の最高裁判決以降、武富士と顧客との間の取引についてみなし弁済が成立する余地はなくなり、同社の顧客に対する貸付債権の多くは、利息制限法による引き直し計算をすれば、弁済により既に消滅していたのである。とするならば、武富士の資産は実際には大幅に毀損していたのであるから、被告らは、武富士の資産の多くが毀損していることを十分に考慮したうえで適切な分配可能額を算出し、配当を実施するか否かを決定

する義務を負っていた。

しかしながら、被告らは、このような義務に違反し、武富士の資産の多くが毀損していることを考慮せずに、平成18年1月の最高裁判決以降も漫然と配当を継続して武富士の資産を流出させ続けたのであるから、被告らが配当を継続したことは、重過失による任務懈怠に該当する。

さらに指摘するならば、武富士は、本件更生手続申立ての直前に約20億円もの巨額の配当を実施しているが、武富士の経営状況に鑑みれば、本件2011年満期ユーロ円建普通社債や本件グローバル債の償還に対応することは極めて困難であり、武富士が約20億円もの巨額の配当を実施することなど到底不可能であることは明らかであったが、被告らは適切な分配可能額を算出することなく、漫然と配当を実施して武富士の資産を流出させたのであるから、このような被告らの行為は重過失による任務懈怠に該当する。

なお、被告らが漫然と配当を実施して武富士の資産を流出させ続けたのは、被告 ■■■■■ 自身が武富士の大株主であり、同人の親族も大株主であったことも合わせ考えると、自身やその親族の利益のために敢えてこれを行ったのではないかとの疑念すら抱かせるものであり、とりわけ平成22年3月期期末配当については、本件更生手続申立ての直前期に会社財産を自身やその親族に移転させるために敢えてこのような判断に及んだのではないかとの疑念すら抱かせるものであり、武富士の債権者としては、到底是認し得るものではない。

第4 損害

原告らは、被告らの任務懈怠により、平成18年1月の最高裁判決以降も武富士から貸金債権の請求を受け、違法に弁済をさせられただけでなく、被告らの任務懈怠により武富士が配当を継続した結果、武富士から債権者の返済への引当てとなるべき資産が流出し、その返還を受けることができなくなったことにより、別表元利合計額欄記載の損害を被った。

第5 結語

よって、原告らは、被告らに対し、会社法第429条（旧商法第266条ノ3）に基づき、請求の趣旨記載のと通りの判決を求める。

添付書類

- 1 訴状副本 20通
- 2 訴訟委任状 各1通